

第73回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

株主提案権に係る実務

大阪株式懇談会

(はじめに) 提案の趣旨	1
I 株主提案権の概要	2
1. 導入背景、近時の動向	2
2. 株主提案権の意義	2
3. 株主提案権の行使要件	4
4. 株主提案権の行使時期	5
5. 株主提案権の行使方式	5
6. 株主提案権の行使を拒絶できる場合	6
7. 招集通知への議案内容の反映と株主総会の運営	8
8. 株主提案権の行使株主による委任状勧誘	9
9. 株主総会後の実務対応	11
10. 次期会社法改正における株主提案権の見直しの議論	12
II 株主総会までの実務対応	13
1. 株主提案に関する適法等の確認	13
2. 適時開示	17
3. 少数株主による株主総会招集請求	19
4. 狭義の招集通知および株主総会参考書類	20
5. 議決権行使書面	38
6. 株主名簿の備置対応	45
III 株主総会当日の実務対応	47
1. 株主総会会場の運営	47
2. 株主総会シナリオの作成	52
3. 想定問答、質疑・動議対応	58
4. リハーサルの実施	59
5. 当日投票・集計	60
6. 総会検査役	65
IV プロキシファイト・委任状勧誘制度	69
1. 概説	69
2. 委任状勧誘制度	69
3. 株主による委任状勧誘	72
4. 株主総会当日に向けた準備	75
V 株主総会後の実務対応	78
1. 決議通知	78
2. 臨時報告書・議決権行使結果の開示	79
3. 決議取消訴訟等	81
4. 株主総会議事録の作成	83
5. 議決権行使書面等の閲覧・謄写	85
6. 適時開示	86
7. その他	86
VI 会社法改正	89

1. 中間試案に対するパブリックコメント	89
2. 株主提案権に係る部分への意見	90
3. 議決権行使書面の閲覧等に係る部分への意見	92
【参考文献】	93

(注) 本提案書の記載内容は、特記のない限り、上場会社である取締役会設置会社を前提としている。

[法令等の略称]

- ・ 会社法⇒法
- ・ 会社法施行規則⇒施行規則
- ・ 会社計算規則⇒計算規則
- ・ 金融商品取引法⇒金商法
- ・ 金融商品取引法施行令⇒金商法施行令
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令⇒開示府令
- ・ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令⇒取引規制府令
- ・ 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令⇒委任状勧誘府令
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律⇒振替法
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律施行令⇒振替法施行令
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程⇒上場規程
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則⇒上場規程施行規則

[文献等の略称]

- ・ 江頭憲治郎「株式会社法（第7版）」⇒江頭・株式会社法
- ・ 全国株懇連合会「平成29年度全株懇調査報告書～株主総会等に関する実態調査集計表～」⇒全株懇調査
- ・ 商事法務研究会編「2017年版 株主総会白書」旬刊商事法務2151号（平成29年、商事法務）⇒株主総会白書

(はじめに) 提案の趣旨

昭和56年商法改正により創設された株主提案権制度は、少数株主にとって、会社に対する意見表明を通じた権利強化の機会が提供されるとともに、会社としても、そのために別個に株主総会を招集する費用や負担を免れ得るという利益がある（少数株主による株主総会招集制度を簡易化したものであると説明される）。株主提案権の行使は、たとえ可決しなくても、その内容が正当である限り他の株主の注目を集め、経営陣にとって無視できない有力な批判的意見を形成する手掛りとなる。それにより、会社・株主間の意見疎通を促進する点に制度趣旨を見出すことができる。

株主提案権行使の現実には、経営の主導権獲得を巡り議案の賛否が拮抗する提案、コーポレートガバナンス・コード等に則した提案や市民運動型個人株主が集団で行う提案等において制度趣旨が活かされている場合がある。他方、1人で多数の議題を提案する事例、複数の会社に対して同一内容の議案を提案する事例、専ら人の名誉を侵害する内容の議案を提案する事例等、不適當であって、株主総会の適正な運営を妨げ、株主共同の利益を損なうおそれがある提案も散見する。

そこで、本提案書の策定に当たっては、次の点に留意している。

- ①株主提案権行使による会社・株主間の意見疎通の促進状況（不適當な状況を含む。）をできるだけ具体的に確認する。その際、近年における提案株主の属性、目的および行動類型等を提示するとともに、会社側および提案株主以外の株主（株主総会の議決権行使助言会社を含む。）の対応に言及する。また、株主提案権が行使された株主総会後の状況も、必要不可欠な範囲で採り上げる。
- ②株主提案権の行使事例は、ごく少数であることから、今後初めて株主提案権の行使を受ける場合を想定した、会社担当者のためのガイダンスとして耐え得るものとする。
- ③会社法制（企業統治等関係）の見直しの対象とされている株主提案権制度について、立法施策上、会社側の要望となり得るもののほか、会社法改正中間試案の内容に即した実務を想定・配慮する。

本提案書が、会員各位にとって、株主提案権制度の実践的な理解促進と適切な実務選択のためにお役に立てれば幸いである。